関係団体等の長 殿

農林水產省消費 • 安全局長

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に 関する法律に基づく、栽培用の種苗に係る生物検査の実施要領」の 一部改正について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、・・・緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされました。これを踏まえ、押印を求める手続等の見直しのため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく、栽培用の種苗に係る生物検査の実施要領」(平成30年3月22日付け29消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。なお、本通知は令和3年3月2日から施行することとします。

また、本件について、貴会会員に対し周知方よろしくお願いします。

記

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく、栽培用の種苗に係る生物検査の実施要領」(平成30年3月22日付け29消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「下線部分」 という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分のように改める。

## 第3 生物検査

- 1 2 (略)
- 3 生物検査の実施

## (1) 採取

登録検査機関は、別紙1「採取方法」に則り、生物検査のための検体を採取するものとする。採取量は、ロットごとに種子については500粒、苗については500株(株ごとに葉1枚)とし、ロットごとの輸入数量が当該採取量に満たない場合には、全量とする。

届出者又はその委託を受け た者は、当該採取を関税法(昭和29年法律第61号)第29条 に規定する保税地域内で行う 場合には、同法第32条の規定 に基づき、見本の一時持出の許可の申請を行うこととする。また、生物検査のための採取は、原則として植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づく植物検疫の終了後に実施するものとする。

採取を行った登録検査機関の職員は、別紙参考の記載例を参考として、採取年月日、採取量、採取者及び登録検査機関名を明記した書面を作成し、採取済みのロットの包材に貼付等を行うものとする。

(2) • (3) (略)

## 第3 生物検査

- 1 2 (略)
- 3 生物検査の実施

## (1) 採取

登録検査機関は、別紙1「採取方法」に則り、生物検査のための検体を採取するものとする。採取量は、ロットごとに種子については500株(株ごとに葉1枚)とし、ロットごとの輸入数量が当該採取量に満たない場合には、全量とする。

届出者又はその委託を受け た者は、当該採取を関税法(昭和29年法律第61号)第29条 に規定する保税地域内で行う 場合には、同法第32条の規定 に基づき、見本の一時持出の許可の申請を行うこととする。また、生物検査のための採取は、原則として植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づく植物検疫の終了後に実施するものとする。

採取を行った登録検査機関の職員は、別紙参考の記載例を参考として、採取年月日、採取量、採取者及び登録検査機関名を明記し登録検査機関の印を押印した書面を作成し、採取済みのロットの包材に貼付等を行うものとする。

# (2) • (3) (略)

別紙参考を次のように改める。

## (別紙参考)

以下は、第3の3の(1)において包材に貼付等を行うとした書面の例であり、書面の名称を含め、様式として定めるものではない。

(例)

				採取済言	Œ		
登録	录検3 	を機関	图名			_	
						_	